

議会議案第1号

原子力発電所の安全対策の強化等を求める意見書

去る3月11日に発生した国内最大のマグニチュード9.0の東北地方太平洋沖地震とこれに伴う巨大津波は、東北地方を中心に数多くの尊い命を奪い、沿岸地方に壊滅的な被害をもたらした。

その結果、我が国で初めて原子力災害対策特別措置法に基づく「原子力緊急事態宣言」が発令された。

さらに、原発事故の深刻度が「国際原子力・放射線事象評価尺度（INES）」による暫定評価で最悪の「レベル7」に引き上げられ、大地震から3カ月を経た今も、周辺地域では広範囲な避難指示の下、多くの住民が避難生活を余儀なくされているほか、農作物の汚染や風評被害も起きており、国民の原発に対する不安は高まっている。

現在のエネルギー事情を踏まえ、原子力発電所について、徹底した安全対策を早急に構築し、不安の払しょくに努めることは国の責務である。

よって、国におかれては、福島第一原子力発電所の事故の一刻も早い収束と原因究明はもとより、国内すべての原子力発電所の周辺住民の安全・安心を確保するため、下記の事項について、特段の措置を講じるよう強く要望する。

記

- 1 今回の事故原因の詳細な調査を踏まえ、耐震設計審査等の安全指針について早急に見直しを行うこと。
- 2 地震対策、津波対策などの安全対策について、抜本的な対策を講じ、国民の安全・安心の確保に努めること。
- 3 原子力の安全確保等に関する情報公開、住民への説明、広報の充実強化を図ること。
- 4 今回の事故による風評被害を防止し、特に輸出品や観光などへの海外からの懸念を払しょくするよう万全の体制に努めること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

平成23年6月28日

衆議院議長  
参議院議長  
内閣総理大臣  
総務大臣  
農林水産大臣  
経済産業大臣  
国土交通大臣  
内閣府特命担当大臣(防災)  
原子力経済被害担当大臣  
原発事故の収束及び再発防止担当大臣  
内閣官房長官

あて

石川県議会

## 議会議案第2号

### 東日本大震災の復興支援と総合的な復興ビジョン策定を 求める意見書

本年3月11日に発生した東日本大震災は、日本の観測史上最大のマグニチュード9.0を記録した。巨大津波は東北地方や関東、北海道に至る広い地域に甚大な被害をもたらし、尊い人命が数多く失われ、いまだ7千人以上が行方不明となっている。被災された方々は、今なお不自由な避難生活を余儀なくされており、1日も早い生活再建と被災地の復旧・復興が強く求められている。

併せて港湾や農地が破壊された農林水産業や、交通インフラ分断の影響により生産活動の縮小した経済状況からは、激甚災害指定や被災者生活支援制度の拡充はもとより、新たな法制度による措置等、従来の災害復旧支援を超えた対策が求められる。更に、高濃度の放射能汚染が生じた「東京電力福島第一原子力発電所」の事故対応では、国の責任のもと、最終的な収束まで予断を許さず、徹底した対策を講ずるべきである。

また、今回の大震災は、歴史上類例を見ないほど、広域かつ複合的な災害である。このため復興にあたっては、一元的かつ総合的な機関を設置し、既存制度の枠組みを超える対策を実施する必要がある。

更に、震災に対する海外の反応は、日本の経済・安全に懸念を示しており、海外からの投資・輸出入に影響を与えている。こうしたことから、日本全体に影響を及ぼす経済的打撃の克服、既存原発の安全性確保、新たな地震・津波対策等、政府が具体的に総合的な復興ビジョンを策定することは、国民への重要なメッセージとなり、更には国際的信頼を取り戻す必須の第一歩と考える。

よって、国におかれては、以上のような被災地への復興支援策の実施とともに、震災によるこの国家的危機にあたり、国民の生命と財産を守る防災対策をはじめとする新たな安全確保事業を国家プロジェクトとして実施するとともに震災復興に向けた総合的な復興ビジョンを速やかに策定することを強く要望する。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

平成23年6月28日

衆議院議長  
参議院議長  
内閣総理大臣  
総務大臣  
財務大臣  
農林水産大臣  
経済産業大臣  
国土交通大臣  
内閣府特命担当大臣(防災)  
原子力経済被害担当大臣  
東日本大震災復興対策担当大臣  
原発事故の収束及び再発防止担当大臣  
内閣官房長官

あて

石川県議会

### 議会議案第3号

#### 外国資本による森林の買収問題及び水資源の保全を 求める意見書

昨今、北海道などで外国資本による水源地などの森林の買収が相次いでいる。さらに今年に入り、山形県の最上川源流の森林を外国人が買収した事例が判明し、地元住民からは、乱開発されると水源が危ないなどと不安の声が上がっている。

近年、世界的な水需給のひっ迫を背景に、森林や水資源の争奪戦は世界規模で進行しており、今後も外国資本による森林の買収が拡大し続けた場合、無秩序な伐採による景観破壊、水源地である森林の乱開発による水質の悪化や水資源の枯渇など、森林の適正な管理や水資源の保全に重大な影響を及ぼすことが懸念されている。

こうした中、今般、森林法が一部改正され、新たに森林の所有者となった者に、届出義務や無届伐採が行われた場合の伐採の中止命令が措置されることとなり、森林の土地売買の実態把握が可能となったところである。

しかしながら、外国資本による森林などの土地取得に対する規制はなく、外国人や外国法人が日本人と同様に土地を所有できることとなっている。

よって、国におかれては、水資源の保全や我が国の安全保障の観点から、外国資本による土地取得や開発行為の規制をより一層強化する法整備を図るよう強く要望する。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

平成23年6月28日

衆議院議長	}	あて
参議院議長		
内閣総理大臣		
総務大臣		
農林水産大臣		
国土交通大臣		
内閣官房長官		

石川県議会

## 議会議案第4号

### 当面の電力需給対策に関する意見書

本年3月11日に発生した東日本大震災により、東北電力・東京電力管内地域は、原子力発電所の停止などにより電力供給が大幅に減少した。さらに、菅直人総理による中部電力浜岡原子力発電所の停止要請により、夏場の電力不足問題は東日本のみならず、全国的な問題に発展している。

電力供給力不足は、国民生活や日本経済全体に大きな影響を及ぼす。政府は、今夏の電力需給対策に加え、将来的な新エネルギー戦略を見据えた施策を速やかに打ち出す必要がある。しかしながら、政府の電力需給対策本部が5月に発表した対策では、国民に節電を呼び掛けるばかりで、節電のインセンティブが働くような施策が盛り込まれなかった。

夏場の電力不足を前に政府及び国会は、予算措置を含めた電力需給対策を早急に打ち出すべきである。

よって、国におかれては、下記項目について速やかに実現を図るよう強く要望する。

#### 記

- 1 自家発電設備、太陽光発電・蓄電池、太陽熱利用システムの導入補助を大幅に拡充すること。
  - 2 LED照明設備の導入補助や、エコポイント制度の復活等、国民に対して節電のメリットが実感できる施策を早急に実施すること。
  - 3 原子力発電所については、十分に安全対策を講じ、国民や住民にわかりやすく説明し、また、原子力防災指針を早急に明示すること。
  - 4 電力需給のひっ迫が長期化することを踏まえた法制度の見直しや、運用改善について早急に検討し、必要な事項を実施すること。
- 以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

平成23年6月28日

衆議院議長  
参議院議長  
内閣総理大臣  
総務大臣  
財務大臣  
経済産業大臣  
環境大臣  
節電啓発等担当大臣  
内閣官房長官

あて

石川県議会

議会議案第5号

公立学校施設における防災機能の整備の推進を求める意見書

これまで公立学校施設は、大規模地震や豪雨等の非常災害時には地域住民の防災拠点として中心的な役割を担ってきた。この度の東日本大震災においても、多くの被災住民の避難場所として利用されるとともに、必要な情報を収集又は発信する拠点になるなど様々な役割を果たし、その重要性が改めて認識されている。しかし、一方で、多くの公立学校施設において、備蓄倉庫や自家発電設備、緊急通信手段などの防災機能が十分に整備されていなかったため、避難所の運営に支障をきたし、被災者が不便な避難生活を余儀なくされるなどの問題も浮き彫りになった。こうした実態を踏まえ、現在避難所として有すべき公立学校施設の防災機能の在り方について、様々な見直しが求められている。

政府は、公立学校施設の学校耐震化や老朽化対策等については、地方自治体の要望に応え、毎年予算措置等を講ずるなど、積極的な推進を図っているが、本来これらの施策と並行して全国的に取り組みなければならない防災機能の整備向上については、十分な対策が講じられていないのが実情である。

よって、国におかれては、大規模地震等の災害が発生した際、公立学校施設において、地域住民の「安全で安心な避難生活」を提供するために、耐震化等による安全性能の向上とともに、防災機能の一層の強化が不可欠であるとの認識に立ち、以下の項目について、速やかに実施するよう強く要望する。

記

- 1 公立学校施設を対象として、今回の東日本大震災で明らかになった防災機能に関する諸課題について、阪神・淡路大震災や新潟県中越沖地震など過去の大規模災害時における事例も参考にしつつ、十分な検証を行うこと。
  - 2 公立学校施設を対象として、避難場所として備えるべき必要な防災機能の基準を作成するとともに、地方公共団体に対し、その周知徹底に努め、防災機能の整備向上を促すこと。
  - 3 公立学校施設を対象として、防災機能の整備状況を適宜把握し、公表すること。
  - 4 公立学校施設の防災機能を向上させる先進的な取り組み事例を収集し、様々な機会を活用して地方公共団体に情報提供すること。
  - 5 公立学校施設の防災機能向上に活用できる国の財政支援制度に関して、地方公共団体が利用しやすいよう、制度を集約し、窓口を一元化すること。
- 以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

平成23年6月28日

衆議院議長  
参議院議長  
内閣総理大臣  
総務大臣  
財務大臣  
文部科学大臣  
内閣官房長官

あて

石川県議会

議会議案第6号

国の原子力防災指針の見直しを求める意見書

原子力防災対策は、1961年に制定された「災害対策基本法」と、これに基づいて中央防災会議が策定した「防災基本計画」並びにこの基本計画に沿って地方公共団体が定めた「地域防災計画」等により、必要な措置を講じることとなっている。

特に、原子力防災に関する具体的な対策としては、1979年3月の米国スリーマイルアイランド原子力発電所の事故を契機に「原子力発電所等周辺の防災対策について」（以下「防災指針」という。）が決定された。

1999年9月のJCO臨界事故を受け、同年12月、原子力災害対策特別措置法が制定され、次いで2000年5月には「防災指針」も「原子力施設等の防災対策について」として改訂され、その後も「防災指針」は、随時の改訂が行われているところである。

しかしながら、今回の東北地方太平洋沖地震及びこれに伴い発生した大津波を契機とした福島第一原発事故で、これまでの原子力防災について様々な問題点が明らかになってきたところである。

よって、国におかれては、各自治体の「地域防災計画」のガイドラインとなる国の「防災指針」を見直すよう、下記の事項の実現を強く要望する。

記

- 1 今回の震災で被害を受け、オフサイトセンターの機能のほとんどが失われたことを踏まえ、現状のオフサイトセンターの耐震性の強化及び津波対策に万全を期すとともに、代替施設の確保を図ること。
  - 2 放射性物質の拡散を予測する国の「緊急時迅速放射能影響予測ネットワークシステム（SPEEDI）」の拡散試算図の即時公表を行うこと。
  - 3 現行の「防災指針」は、「防災対策を重点的に充実すべき範囲（EPZ）」を原子力発電所の「半径8～10キロメートル」としているが、福島を踏まえ、その範囲を拡大すること。
  - 4 今回の福島原発事故を踏まえ、各自治体で独自に地域防災計画を見直す動きに対し、必要な技術的援助を行うとともに、財政的支援を行うこと。
- 以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

平成23年6月28日

衆議院議長  
参議院議長  
内閣総理大臣  
総務大臣  
財務大臣  
経済産業大臣  
文部科学大臣  
内閣府特命担当大臣(防災)  
原発事故の収束及び再発防止担当大臣  
内閣官房長官

あて

石川県議会

## 議会議案第7号

### 教育基本法・学習指導要領の目標を達成するため 最も適した教科書の採択を求める決議

平成18年の教育基本法改正では、新たに「伝統と文化を尊重し、それらをはぐくんできた我が国と郷土を愛する」ことが教育の目標の一つとして示された。

改正された学校教育法では「我が国と郷土の現状と歴史について、正しく理解に導くこと」が規定され、これらの教育法規改正に基づき学習指導要領の改訂が行われた。

文部科学省の教科用図書検定調査審議会は、教育委員会が装丁や見映えではなく、学習指導要領にそった内容であるかどうか調査研究を公正かつ適正に行い、適切な教科書採択を行うよう求めている。

そこで、石川県教育委員会におかれては、次の点を踏まえ、公正かつ適切な教科書採択が行われるよう強く求める。

#### 記

- 1 審議会の答申を踏まえ、教育委員会の委員その他学校関係者に教育基本法及び学校教育法の改正並びに学習指導要領改訂の趣旨について、周知徹底を図ること。
- 2 各教科書が教育基本法、学校教育法及び学習指導要領に照らし、教育の目標を達成し得るものとなっているのか、評価の指標を設け、各々の教科書の特徴や個性、表記に関する比較検討ができるよう調査研究を行うこと。
- 3 教育委員会の責任のもと、教育基本法、学習指導要領の目的・目標に最も適した教科書を採択すること。

以上、決議する。

平成23年6月28日

石川県議会

議会議案第8号

「国立能登青少年交流の家」の存続に関する意見書

平成21年11月に行われた事業仕分けの判定結果を受け、平成22年12月7日に閣議決定された「独立行政法人の事務・事業の見直しの基本方針」の中で、国立青少年教育施設「国立青少年交流の家」については、自治体又は民間への移管を進めること、さらに、稼働率の低い施設については廃止に向けて検討することとされている。

「国立能登青少年交流の家」は、昭和46年に全国8番目の青年の家として石川県羽咋市に開設され、能登の里海・里山を活かした青少年教育施設として、様々な体験プログラムを提供する一方、国立の機関として先導的・モデル的な事業を展開するなど、地域に貢献する施設となっている。近年では、交通アクセスに恵まれた立地条件もあり、北信越はもとより近畿や東海からの利用も増加し、年間12万人前後の青少年等が利用している。

北陸新幹線の開業を間近に控え、大きな発展を期待できる本県においては、「いしかわの大地と人に学び、未来に拓くたくましい力をはぐくむ」という子どもたちの将来に資すべき崇高な教育目標を達成するためにも、国立の社会教育施設の果たす役割は大きい。また、学力の向上や不登校といった教育諸課題並びに青少年の基本的な生活習慣の乱れや社会参画意識の低下等が指摘される現状を鑑みれば、次代を担う青少年の健全育成は県民挙げての課題であり、その課題解決の一翼を担う体験活動の充実は、本県民すべての願いである。

よって、国におかれては、経済的な合理性や効率性などの画一的な見地からだけで国立青少年教育施設の廃止や移管を検討することなく、憲法にある教育の機会均等の精神を尊重するとの観点から、本県はもとより日本の未来を担う青少年を鍛え育む教育の場として、また、青少年にとって貴重な学校外での集団自然体験活動の場として「国立能登青少年交流の家」の運営が国により継続的に行われるよう強く要望する。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

平成23年6月28日

衆議院議長	}	あて
参議院議長		
内閣総理大臣		
総務大臣		
文部科学大臣		
内閣官房長官		

石川県議会